

■ 日本クラブバレーボール連盟会員登録規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会(以下「JVA」という。)が定めるチーム加盟及び個人登録規程(以下「JVAメンバー制度」という。)に基づき、日本クラブバレーボール連盟(以下「本連盟」という。)規約第2章第3条の目的達成のために行う第2章第4条の事業とその運営に参画又は参加しようとする本連盟役員及びクラブバレーボールチーム(以下「チーム」という。)の加盟及び個人の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の登録)

第2条 本連盟の役員(会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事)及び各専門委員会委員に就任した者は、JVAメンバー制度に基づく役員カテゴリーに個人登録しなければならない。ただし、名誉会長、名誉副会長、顧問、参与及び監事の個人登録は、任意とする。

2 前項の個人登録料は、年間2,000円とする。

(チーム加盟及び個人登録)

第3条 本連盟が主催、共催及び主管する事業への参加を希望するチームは、JVAメンバー制度に基づき、本連盟及び当該都道府県クラブバレーボール連盟(以下「都道府県連盟」という。)の承認を受けて、JVAに加盟しなければならない。

2 前項のチームの構成員(コーチングスタッフを含む。)は、クラブバレーボール種別の選手カテゴリーに個人登録をしなければならない。

3 前項の個人登録料は、年間2,000円とする。

4 本連盟への加盟登録は、第3条の第1項、第2項及び第3項の手続き(以下「加盟登録手続き」)完了をもって有効とする。

第4条 個人のチームへの登録は、原則として、年齢、性別、職場、学校、地域等の所属に制限なく、在住・在勤・在学の同一都道府県内に所在するチームとし、一人1チームに限るものとする。ただし、JVAメンバー制度に基づき、他の連盟チームへの登録も含めて一人3チームまで登録することができる。

第5条 各年度の加盟登録手続きは、原則として、毎年度5月末日までとする。

ただし、年度途中であっても加盟登録手続きができるものとする。

2 加盟登録の有効期間は、4月1日又は加盟手続き完了の日から翌年3月末日までとする。

第6条 チームの構成員に登録の追加又は変更が生じた場合は、速やかにJVAメンバー制度により手続きを行わなければならない。

2 前項の個人の登録の効力は、追加又は変更のいずれも場合も、登録手続き完了の日から生じるものとする。

(競技会等への参加)

第7条 競技会、講習会及び研修会等への参加については、この規程のほか各大会要項等を併せて適用する。

第8条 加盟チームの同一競技会への参加は、1加盟チームにつき1チームとする。

ただし、当該大会要項により認められている場合は、この限りではない。

2 複数のチームに登録している場合であっても、同一競技会への参加は、1チームに限るものとする。

(その他)

第9条 この規程の定めのない事項については、本連盟理事会及び都道府県連盟において審議・決定する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。